



《会計・税務の知識》 国税・地方税キャッシュレス納付について

はじめに

国税・地方税の納付方法は金融機関等の窓口での納付と自宅等から納付手続きが可能な非対面の「キャッシュレス納付」があります。

今回は便利なキャッシュレス納付についての概要と手続き等のご紹介をします。

1. 振替納税

(1) 概要

納税者ご自身名義の預貯金口座から、国税庁が定める振替日に、口座引落しを行い納付する方法です。

初回のみ「振替依頼書」を提出することで、毎年継続して利用が可能です。

令和6年分を参考にすると振替日は、所得税：令和7年4月23日、消費税：令和7年4月30日となり、他の納付に比べて納付日が1ヶ月ほど猶予があります。

なお、贈与税には振替納税の制度はありませんので、ご注意ください。

(2) 納付手続(事前準備)

振替依頼書のオンライン提出と、振替依頼書の書面での提出の申請方法があります。

書面での提出の場合は振替依頼書を作成の上、納税地を所轄する税務署又は振替依頼書に記載した金融機関へご提出します。

令和6年分の場合は、所得税：令和7年3月17日、消費税：令和7年3月31日となり、申告期限までが期限となります。

2. ダイレクト納付

(1) 概要

e-Taxにより申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座から、即時又は指定した期日に、口座引落しにより国税を電子納付する手続です。

(2) 納付手続(事前準備)

ダイレクト納付利用届出書のオンライン提出または書面での提出が可能です。

なお、利用可能となるまでには、オンライン

提出は1週間程度、書面では1か月程度かかりますのでご注意ください。

3. インターネットバンキング等

(1) 概要

インターネットバンキングやATM等により電子納付する手続です。

(2) 納付手続(事前準備)

インターネットバンキング等の利用可能な口座開設が必要となります。

4. クレジットカード納付

(1) 概要

インターネット上でのクレジットカード支払の機能を利用して「国税クレジットカードお支払サイト」を経由し、国税庁長官が指定した納付受託者へ国税の納付の立替払いを委託することにより、国税を納付する手続です。

(2) ご利用にあたっての注意事項

利用可能なクレジットカードは「Visa」、「Mastercard」、「JCB」、「American Express」、「Diners Club」となります。

また、納付税額に応じた決済手数料がかかります。

納付税額	決済手数料(税込)
1円～10,000円	99円
10,001円～20,000円	198円
20,001円～30,000円	297円
30,001円～40,000円	396円
40,001円～50,000円	495円

以降も同様に、10,000円を超えるごとに決済手数料が加算されます。

おわりに

今回はキャッシュレス納付の一部をご紹介しました。他にも「スマホアプリ納付」「コンビニ納付(QRコード)」と現金以外の納付方法がありますので、ご自身に合った方法で納付を試してみてください。(担当：広地)